

指導教育担当児童福祉司任用前研修

ねらい	児童相談所における指導教育担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）として業務を遂行していくにあたり必要な知識、技能等を習得させるため、児童福祉法等関係法令に基づき実施する。		
申込条件	児童福祉司として3年以上の職務経験を有する職員 ※詳細は下記16号通知参照 ※令和4年4月1日より指導教育担当児童福祉司として任用される前の受講が義務化。 （前期・後期通しての受講が必須。） 【需要数44名】		
修了証交付対象者	児童相談所設置区及び児童相談所設置を目指す区が修了証を交付する場合の対象者 申込条件と同一		
日数	5日間（前期3日間、後期2日間）		
研修内容	平成29年3月31日付雇児発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（最終改正：令和7年3月31日）に基づく ※前期と後期の間にオンラインによる試験を受けることが必須		
日程 研修ID 通知期限		研修ID	通知期限
	前期	2690500	7月下旬
	後期		